（第７条関係）労働者向け周知様式

（工事請負契約用）

**碧南市公契約条例に関するお知らせ**

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 |  |
| 工事場所 | 碧南市 |
| 工　　期 | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |

上記の工事は、碧南市項契約条例に基づき労働関係法令に関する以下の事項について、下

請を含むすべての事業者から報告を求めます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | | 確認内容 | 確認結果 |
| １　就業規則　　※常時10人以上の労働者を使用する使用者に限ります。 | | | |
|  | | 就業規則を作成していますか。 | はい ・ いいえ  対象外 |
|  | | 就業規則は、労働基準監督署に届出されていますか。 | はい ・ いいえ  対象外 |
|  | | 就業規則は、全労働者に周知されていますか。 | はい ・ いいえ  対象外 |
| ２　労働条件通知書 | | | |
|  | | 労働条件通知書（雇用契約書）が整備されていますか。また、労働者に交付していますか。 | はい ・ いいえ |
| ３　労使協定 | | | |
|  | | 36協定は、労働基準監督署に届出されていますか。 | はい ・ いいえ |
| ４　法定帳簿 | | | |
|  | | 法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿）が整備されていますか。 | はい ・ いいえ |
| ５　労働時間 | | | |
|  | | 労働日ごとの労働時間を適正に把握し、記録していますか。 | はい ・ いいえ |
|  | | 休暇・休日の取得状況及び管理は適切ですか。 | はい ・ いいえ |
| ６　安全衛生 | | | |
|  | | 事故報告書等の記録を行うなど、業務災害への対策状況は適正ですか。 | はい ・ いいえ |
|  | | 毎年定期的に健康診断を実施していますか。 | はい ・ いいえ |
| ７　各種保険加入手続 | | | |
|  | 労働保険及び社会保険の加入等の手続を適正に行っていますか。 | | はい ・ いいえ |
| ８　賃金 | | | |
|  | 賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金が支払われていますか。 | | はい ・ いいえ |
|  | 賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月１回以上、一定期日を定めて支払っていますか。 | | はい ・ いいえ |
|  | 時間外、休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っていますか。 | | はい ・ いいえ |
|  | 本件業務に従事する労働者の1時間当たりの賃金は、愛知県の地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。 | | はい ・ いいえ |

**◆地域別最低賃金以上の賃金の支払い**

|  |  |
| --- | --- |
| 愛知県の最低賃金 | ９５５円（令和３年１０月１日から） |

**◆適用労働者の範囲**

|  |  |
| --- | --- |
| 適用労働者 | ・事業者に雇用され、特定公契約に係る業務に従事する労働基準法第９条に規定する労働者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者等）  ・自らが提供する労務の対価を得るため、事業者との請負の契約により適用公契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方） |
| 適用を受けられない労働者 | ・同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人  ・労働基準法第９条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等）  ・最低賃金法第７条の規定により、最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）  ・特定公契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者）  ・工事又は製造の請負契約の場合における現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者等）  ・特定公契約に従事した時間が１か月当たり３０分未満の者 |

**◆申出をする場合の申出先**

　◎適用労働者は、労働環境に係る事実について、市長等に申し出ることができます。

　　なお、当該申出をしたことを理由として、不利益な取扱いは受けません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申出先 | | 所在地 | 電話番号 |
| 契約を締結する担当課 | 碧南市　　　部　　　課 | 〒447-8601  　碧南市松本町28番地 |  |